

[別紙様式]

申 告 書

経済産業大臣 殿

企 業 名 弁護士法人エルティ総合法律事務所
代表者氏名 代表社員 藤谷護人 印
記入担当者名及び連絡先 藤谷護人

TEL 03-5217-5050

システム監査企業台帳に関する規則第3条の規定に基づき、別紙のとおり申告します。

I. システム監査企業概要

企 業 名	(フリガナ) ベンコ・シウジシ エルティソウゴウホウリツジムシヨ 弁護士法人エルティ総合法律事務所		略称 (ヨミガナ)
代 表 者 氏 名	代表社員 藤谷護人		
所 在 地	〒101-0062 東京都千代田区 神田駿河台2-5 村田ビル8階	電話番号	03-5217-5050
設 立 年 月 日	平成4年4月1日		
資 本 金	5百万円		
最近3年間の売上高 (会計期間 月～ 月)	平成23年度 100百万円	平成24年度 100百万円	平成25年度 100百万円
業 種	弁護士業		
システム監査 行う部門の連絡先	所在地	東京都千代田区神田駿河台2-5 村田ビル8階	
	担当部課		電話番号 03-5217-5050
従 業 員 数	6人 (うち、上記部門従業員数 3人)		
ホームページURL	http://www.lt-law.or.jp/		
所 属 団 体	東京弁護士会		
備 考 欄			

II. システム監査の概要

1. システム監査実施の実績

①システム監査開始年 平成4年

②実施回数

企業内 0回 (うち前年度回数 0回)

企業外 49回 (うち前年度回数 3回)

合 計 49回

③主な監査内容

実施年月日	対象企業	実施者名	監査テーマ
平成16年3月	共済組合	藤谷護人	我が国で初めてベンダーの「プロジェクトマネジメント義務」を判例(東京地裁H16.3.10)で認めさせた。
平成19年11月	不動産業	藤谷護人	12億円・2年半で受託した基幹情報システムについて基本設計中盤に64億円・+2年の契約変更申入れの適否。
平成23年10月	EC業	藤谷護人	開発工程不遵守の手戻り, 未完成への影響, 未完成の原因分析、プロジェクトマネジメント義務の履行の監査

④前年度のシステム監査内容（主なもの5件以内）

対象企業名、資本金 及び実施月日	監 査 概 要
<p>1 IT業</p> <p>(資本金 千万円) (4月 日～ 月 日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監査対象・テーマ シリコンウエハーに対するチップの書き込みパターンの取り違えの有無と責任の切り分け ・ 実施者名 藤谷護人
<p>2 部品製造業</p> <p>(資本金 千万円) (4月 日～ 月 日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監査対象・テーマ 外部設計段階における開発規模・費用の増大防止のためのRFP、契約の効力について ・ 実施者名 藤谷護人
<p>3 SI業</p> <p>(資本金 千万円) (4月 日～ 月 日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監査対象・テーマ 「企業標的型サイバー攻撃」についてのリスクマネジメント ・ 実施者名 藤谷護人
<p>4</p> <p>(資本金 千万円) (月 日～ 月 日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監査対象・テーマ ・ 実施者名
<p>5</p> <p>(資本金 千万円) (月 日～ 月 日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監査対象・テーマ ・ 実施者名

2. システム監査従事者の概要

- ①システム監査を行う部門のシステム監査従事者 3人
 ②上記のうちシステム監査技術者試験合格者数 2人

従事者氏名	情報システム監査 開始年	回数	システム監査関連資格の取得状況	
			資格の名称	取得年月
藤谷護人	平成4年	49回	システム監査技術者 公認システム監査人	平成3年 平成14年
本澤陽一	平成24年	8回	システム監査技術者	平成18年
一色奈保	平成25年	3回	その他 (Cisco Certified Internet Expert - Routing & Switching)	平成13年～ 平成19年
			その他 (ITIL Foundation)	平成18年

3. システム監査の得意とする分野

情報システム全般について、コンサルティング、認証取得支援、法令対応、紛争処理等に多数の実績がありますが、システム監査に関しては特に以下の分野を得意とします。

- ・大規模システム開発のプロジェクト管理の監査
- ・業者選定段階から契約・進捗管理、検収、運用段階までの継続的（同時並行的）監査

また、当事務所は、完全民営では我が国唯一の IT 紛争専門の ADR(裁判外紛争解決)を行う「IT-ADR センター」 www.it-adr.jp/ を設置している。

4. その他（システム監査の特色等）

弁護士事務所として、かつ、J I S A 正会員の情報サービス企業として、日々、IT 関係の法律問題に取り組んでいる経験を生かし、通常のシステム監査の中に契約管理・知的財産管理・紛争予防等に関する法的な助言・調整を組み入れたサービス（L T 式システム監理サービス）を提供しております。

独立性を重んじた客観的かつ公平な監査を提供しております。また、必要に応じて、外部の専門家との連携も図ってサービスを提供致します。

なお、平成 24 年 3 月 29 日の「スルガ銀行対日本 IBM」東京地裁判決が採用した「プロジェクトマネジメント義務」は藤谷が平成 16 年 3 月 10 日東京地裁判決で、我が国で初めて認めさせた法理をそのまま採用したものである。